

## 平成 21 年度定期防衛監察の結果について（概要）

### 1 入札談合防止（既に大臣から改善の指示を受けたものを含む。）

21 年度は、20 年度に引き続き装備品等の地方調達及び建設工事に関する施策等の監察を実施。

調達要求の一本化による一般競争入札の拡大や入札公告内容等の周知、参入意欲を喚起する発注内容の検討等による競争性の更なる確保が必要。

入札談合防止に有効な電子入札に関し、建設工事では年度末に入札件数が多くなった場合に対応が困難となるおそれあり。

計画的な発注に努めるほか、電子入札の事務手続の簡素化等により、電子入札実施に要する時間を短縮するなどの工夫の検討が必要。

相互牽制を働かせるために、調達要求部門及び調達実施部門相互が相手方の業務上の不適切な点を点検できる仕組みの構築の検討が必要。

地方調達機関及び地方防衛局における会計監査は、入札談合防止の観点からは行われていないため、会計監査をより充実させ、入札談合防止に向けた諸施策が有効に機能しているか否かなどの監査を実施することが有用。

業者との対応要領については、調達要求部門の職員の理解、並びに面談スペース等の実情把握及び問題点の速やかな是正が必要。

談合情報対応マニュアルの理解度向上、談合情報に接した場合の的確な対応態勢の整備、公益通報者保護制度の周知等により、不自然な入札過程監視の態勢整備が必要。また、調達機関自らが入札結果を積極的に検証することが必要。

入札談合防止等に関する教育については、その実施についての責任の所在を明確にし、調達関係職員全員に対して法令等を体系的に理解させる機会を設けるとともに、入札談合が身近に生起するものであり、関与する可能性があることを十分に認識させることが必要。

なお、不自然さが認められた入札について、公正取引委員会に通報済。

## 2 法令遵守の意識・態勢

21年度は、海上自衛隊を実地監察の重点対象とし、その比較などの観点から陸上自衛隊、航空自衛隊をはじめ他の機関等にも監察を実施。

海上自衛隊については、以下の点を指摘。

- ・ 特に護衛艦について、良好な人間関係を維持して適切な職場環境を保つという観点から、艦長等は、職場環境を把握する努力が必要。
- ・ 部下に対して精神的なゆとりを与えることを考慮した部下指導の在り方の検討が必要。これは、幹部のみならず、海曹クラスにも徹底が必要。
- ・ 職場集団相互の人間関係を円滑にするため、乗組員の任務遂行に必要なコミュニケーション能力を向上させるための訓練が必要。
- ・ 幹部は、広い視点から部隊を管理監督する責務を有しており、これを自覚させるための教育等の充実が必要。
- ・ 上陸等の標準によれば、1等海士及び2等海士に対する上陸等の機会が少なく、制度本来の趣旨から必ずしも適切ではない。

公益通報者保護制度などの教育はあまり行われておらず、理解度も低いため、これらの教育が必要。

陸・海自衛隊の一部の部隊等や地方防衛局において、調達関係業務の遂行上必要な通達等、重要な文書が配布されていない例が確認されたため、必要な部署が必要な通達等を確実に受領できるようにすること等が必要。

自衛隊病院等の診療機関の長が診療情報の開示決定等を行っているが、これは個人情報に該当し、「防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令」の開示決定権限の規定に抵触（関係部局に通知済み。）。

## 3 その他

「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」は、更に監察を継続。

### （参考）監察の実施方法・対象機関

入札談合防止	・ アンケート（7機関、回答者数584名） ・ 実地監察（6機関、合計6部署）
法令遵守の意識・態勢	・ アンケート（15機関、回答者数29,323名） ・ 実地監察（8機関、126部署）